

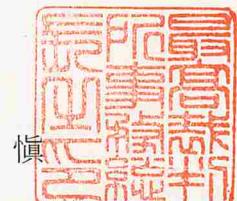
最高裁秘書第582号

令和3年3月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、  
下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3の理由により一部是正すべきと判断し  
ましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

#### 記

##### 1 苦情の申出の内容

###### (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称

2019年6月26日付け見積書

###### (2) 苦情の申出がされた日

令和2年6月2日付け（同月3日受付）

##### 2 答申番号

令和2年度（最情）答申第44号

##### 3 判断の理由

原判断において開示した部分のうち、1の(1)の文書の3枚目及び5枚目の各内訳書の備考欄に記載された時間については、これが公にされた場合には、受注者の裁量により決定された各要員の稼働時間が外部に明らかになることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに規定する不開示情報に

相当すると認められる。

したがって、同部分を不開示とすべきであると判断した。

(担当課) 秘書課(文書室) 電話 03(3264)5652(直通)